

■判決：神戸地方裁判所姫路支部平成 23 年 4 月 25 日判決

1. 担当弁護士

土居由佳

2. 業者名

大阪岡安商事株式会社（岡安商事株式会社）

3. 手続

3.1. 判決

① 判決・裁判官

神戸地方裁判所姫路支部平成 23 年 4 月 25 日 河田充規，林由希子，原啓晋

② 出典

例集 62-325

3.2. その他

① 和解・示談交渉その他

大阪高等裁判所平成 23 年 7 月 26 日

4. 結論

① 元本欠損額

3747 万 1584 円

② 認容額（解決額）

4122 万 1584 円（和解金額は 3300 万円）

③ 過失相殺

なし

5. 取引内容

① 取引期間

平成 19 年 12 月 26 日～平成 21 年 2 月 26 日

② 市場・商品名

東工金，白金，金ミニ，白金ミニ，パラジウム，ゴム，ガソリン，東穀コーン，N 大豆，I 大豆，関西コーン，米大豆

③ 手数料化率

46.88%

**④ 売買回転率**

68.39 回

**6. 委託者の属性**

**① 性別・年齢（生年）・最終学歴・職業**

男性，昭和 22 年 3 月生，工業高校卒

**② 取引経験**

なし

**③ 収入・資産・投資資金の性質**

給与所得約 650 万円，自宅不動産，預貯金約 180 万円，保険約 500 万円，平成 20 年 1 月に退職金約 3300 万円受給

**7. 違法性・違法要素**

**① 裁判所の認定した違法性（違法要素）**

- ・ 説明義務違反
- ・ 断定的判断の提供
- ・ 適合性原則違反
- ・ 新規委託者保護義務違反
- ・ 一任売買，無断売買，実質一任
- ・ 両建の勧誘
- ・ 過当取引
- ・ その他

因果玉の放置，全体として顧客の利益に適っておらず，不合理な取引